管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案募集事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0820010	「保幼育士」（仮称）の創設と資格認定試験の一元化	教育職員免許法第16条の2	幼稚園における教職員については幼稚園の教員免許状を有するものでなければならないとしています。	「認定子ども園」における児童の保育・養育に携わる要員として、新しい国家資格「保幼育士（仮称）」を新設し、同資格の認定試験を一元化する。	①幼保一元化の流れ、とりわけ「認定子ども園」のスタートに伴い、教育中心の幼稚園教員と保育中心の保育士の役割を効果的に融合して遂行できる新しい人材「保幼育士」が望まれる。認定試験は、新「保幼育士」に相応しいものとするための現行の幼稚園教員認定試験及び保育士資格認定試験並びに小論文とし、知識偏重にならないように努め、全人間的な魅力・コミュニケーション能力を把握するために小論文を課する。②受験者の便宜を図るため、認定試験は同日同会場での、１回限りの試験とする。③「認定子ども園」の成果は父兄に好評ですが、サービス提供側の便宜向上に課題があります。	C	—	幼稚園教諭免許と保育士資格については、①満3歳からの子どもを対象に1日に4時間を標準とした教育を行う学校である幼稚園と、②保護者の就労等の事情により保育に欠ける0歳からの子どもを対象に1日原則8時間の保育を行う児童福祉施設である保育所という両施設の目的・役割の違いを踏まえたものとなっています。 このため、①幼稚園教諭免許保有者は、教職の意義及び教員の役割を理解し、適切に教育課程を編成して満3歳からの子どもの指導に当たる能力を有することに力点が置かれているのに対し、②保育士資格保有者は、児童福祉、小児保健、小児栄養、保育原理、基礎的な教育原理を幅広く理解し、専門的知識を持って0～2歳児の低年齢児を含む子どもの保育に当たる能力の養成に力点が置かれているものであって、これらを単純に一元化し、新たな国家資格を創設することは困難です。 しかし、ご指摘にもあるようにに、昨年度、就学前の子どもに対する幼児教育と保育を一体的に提供する機能を備える施設を認定する「認定こども園」制度が創設されるなど、幼保連携が進んでいることから、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有の促進を図っています。								1038080	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	文部科学省 厚生労働省
0820020	専修学校（専門学校）に幼稚園教諭養成機関を指定すること	教育職員免許法別表第一備考第3号 教育職員免許法施行規則第27条、第28条第1項	教員には、教科や児童生徒等に関する高い専門的知識や広く豊かな教養などが求められることから、その養成は原則として大学において行うこととしています。	保育士養成施設の指定を受けている専修学校（専門学校）を幼稚園教諭養成機関とすることにより、保育士と幼稚園2種の資格が、2年間で同時に取得できるようにすること。	提案理由 「認定こども園」等の幼保一元化の流れの中で幼稚園教諭免許および保育士資格両資格を持つ人材が望まれるなど、幼児保育事業に従事する専門職を取り巻く環境が変化している。 大学等では、幼稚園教諭免許と保育士資格の同時取得を可能としているのに対し、専門学校には、幼稚園教諭養成機関の指定が、過去行われていたものの現在認められておらず、幼稚園教諭免許を取得させることができない。 そのため、大学等の通信課程を1年間履修することで免許・資格を取得させる専門学校もあるが、北海道にはかかる大学がなく本州等遠方所在の大学の課程を履修せざるを得ない。このため学生にとり二重の学費に加え本州で行われるスクーリング・単位認定試験の出席など時間的・経済的負担が多大である。 保育士養成施設と幼稚園教諭養成機関の教育カリキュラムは共通科目が多く、保育士養成施設である専門学校は、保育士養成の実績があることから、幼稚園教諭養成機関として、その役割を担うことは十分可能である。 大学等において、両資格の同時取得を認め、専門学校に認めないことについて、合理的な理由はなく、専門学校が高等教育機関として社会や学生のニーズに応えていきたい。	F （平成18年9月15日構造改革特区推進本部決定済み）	—	昭和24年に教員免許制度が創設された際、格段に増加した教員需要に対応するため、専修学校を教員養成機関として指定をしましたが、教員養成は基本的に大学において行うことされていることから、昭和56年以降、教員養成機関の指定は行っておりません。 また、平成18年7月に中央教育審議会から出された答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」においては、大学における教員養成の原則の重要性を再確認し、当該原則に基づく改革が提言されたところです。 新たに指定を行う場合には、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定する場合の適切な要件について検討を行うこととともに関係方面との協議等が必要ですが、現時点では、これらについて結論等が得られていないところです。	専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定することに関する検討の進捗状況について、今後のスケジュールを具体的に回答されたい。							1048010	学校法人吉田学園、学校法人薬原学園	文部科学省
0820030	幼稚園教諭二種免許付与の緩和	教育職員免許法別表第一備考第3号 教育職員免許法施行規則第27条、第28条第1項	教員には、教科や児童生徒等に関する高い専門的知識や広く豊かな教養などが求められることから、その養成は原則として大学において行うこととしています。	現行の教職員免許法に規定する幼稚園教諭二種免許の取得について、その施行規則に準じ、要件を満たした場合には、厚生労働省指定保育士養成施設の専修学校専門課程においても、幼稚園教諭二種免許を取得可能とする。	保育士養成校卒業生が保育所への就職を希望する際に幼稚園教諭免許を取得していないことで、就職活動に不利益を受けさせないようにすることを目的とする。 具体的には、現行の教育職員免許法施行規則では、教員養成機関の指定は大学の課程における教育の養成数が不十分な場合に限り行うものとされていることから、その条項を廃止若しくは見直す。見直す場合には、指定保育士養成施設に在学する専修学校生のみ幼稚園教諭二種免許状の取得を可能とする。 提案理由：認定こども園の設置開始に伴い、既存の保育所においても、保育士資格及び幼稚園教諭免許双方の資格免許取得者を採用する保育所が増加しているので、保育士養成施設の卒業生が保育所に就職する際に不利益を被る可能性がある。また、専修学校と短期大学で養成できることは、保育環境が高まり、より質の高い保育者の育成が可能となる。 教育指導措置：対象となる保育士養成施設が幼稚園教諭免許を取得する際には、短期大学設置基準第２２条に基づく、専任教員数を確保することにより、教育の質を担保する。また、指導監督する大学を確保することも教育の質を担保することにつながると考えられる。	F （平成18年9月15日構造改革特区推進本部決定済み）	—	昭和24年に教員免許制度が創設された際、格段に増加した教員需要に対応するため、専修学校を教員養成機関として指定をしましたが、教員養成は基本的に大学において行うことされていることから、昭和56年以降、教員養成機関の指定は行っておりません。 また、平成18年7月に中央教育審議会から出された答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」においては、大学における教員養成の原則の重要性を再確認し、当該原則に基づく改革が提言されたところです。 新たに指定を行う場合には、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定する場合の適切な要件について検討を行うこととともに関係方面との協議等が必要ですが、現時点では、これらについて結論等が得られていないところです。	専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定することに関する検討の進捗状況について、右の提案主体の意見を踏まえ、今後のスケジュールを具体的に回答されたい。	本提案について協議等が図られていることのことですが、いつ頃対応される予定でしょうか。今後のスケジュールをお知らせ下さい。	F （平成18年9月15日構造改革特区推進本部決定済み）	—	現時点では、今後のスケジュールも含め、これらについて結論等が得られていないところです。			資格取得プロセス統一プロジェクト（専修学校で幼稚園教諭免許取得可能に）	1081010	学校法人新潟福祉医療学園新潟福祉医療専門学校	文部科学省
0820040	幼稚園教諭養成の授業等開設方法の緩和	教育職員免許法別表第一備考第3号 教育職員免許法施行規則第27条、第28条第1項 専修学校設置基準第12条	教員には、教科や児童生徒等に関する高い専門的知識や広く豊かな教養などが求められることから、その養成は原則として大学において行うこととしています。	一定の要件を満たす専修学校に通信教育課程を新設し、その授業方法により「幼稚園教諭二種免許」を取得可能とする。	昨今の幼稚園における運営時間の延長化等による多種多様な変化に対応しうる人材が必要とされる中、幼稚園教諭の養成を専修学校において通信教育で幼稚園教諭二種免許を取得できるように授業方法及び教育機会を弾力化多様化することを目的とする。 具体的には、通信教育課程による幼稚園教諭の養成は、大学又は短大に限定されているので、その基準要件を見直し、専修学校設置基準に通信教育課程を設置して、指定保育士養成の専修学校には、通信教育により幼稚園教諭の養成を可能とする。 提案理由：幼稚園教諭の養成は通学教育では、大学、短大及び一部の専修学校で認可を受けているにもかかわらず、通信教育では、大学又は短大でのみ養成可能となっている。幼稚園教諭養成機関は、設置主体の違いにより授業方法が限定されており、専修学校で通信教育による幼稚園教諭二種免許の取得が認められていない。幼稚園教諭免許取得過程を設置主体に関わらず、統一する必要があると思われる為。 教育指導措置：対象となる専修学校が通信教育で幼稚園教諭二種免許を取得する場合には、教育職員免許法施行規則第30条及び短期大学通信教育設置基準の教員配置基準に規定する措置を取ることで、教育の質が担保される。また、専修学校においても自己点検評価及び第三者評価を求め、その指定基準の遵守義務を果たす。	F （平成18年9月15日構造改革特区推進本部決定済み）	—	昭和24年に教員免許制度が創設された際、格段に増加した教員需要に対応するため、専修学校を教員養成機関として指定をしましたが、教員養成は基本的に大学において行うことされていることから、昭和56年以降、教員養成機関の指定は行っておりません。 また、平成18年7月に中央教育審議会から出された答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」においては、大学における教員養成の原則の重要性を再確認し、当該原則に基づく改革が提言されたところです。 新たに指定を行う場合には、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定する場合の適切な要件について検討を行うこととともに関係方面との協議等が必要ですが、現時点では、これらについて結論等が得られていないところです。 なお、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則では、大学、指定教員養成機関の別を問わず、免許状を取得するための授業方法については、特段の規制はありません。 また、専修学校は実験、実習などを中心とした職業教育、専門技術教育を行う教育機関であるため、通信制課程は認められておりませんが、専修学校における授業科目の履修にあたっては、課程の修了に必要な総授業時数のうち4分の3を超えない範囲で、多様なメディアを高度に利用して履修することが可能となっています。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	専修学校設置基準第12条の規定から、高度なメディア等を用いての授業開設方法が可能であることがわかりました。現在、実学・技術教育を主とする専修学校は高校卒業生にとって、大学に次ぐ進学先となっており、高等教育機関として重要な位置を占めています。つきましては、その現実を踏まえ、専修学校設置基準第12条の授業方法の範囲内だけではなく、大学・短大と同様に「通信教育課程」の設置も検討され、幼稚園教諭免許の取得方法を考えていただきたい。	D	—	専修学校は実験、実習などを中心とした職業教育、専門技術教育を行う教育機関であるため、通信制課程は認められていませんが、専修学校における授業科目の履修にあたっては、課程の修了に必要な総授業時数のうち4分の3を超えない範囲で、多様なメディアを高度に利用して履修することが可能となっています。 なお、専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定する場合の適切な要件について検討を行うことも関係方面との協議等が必要ですが、現時点では、今後のスケジュールも含め、これらについて結論等が得られていないところです。			資格取得プロセス統一プロジェクト（専修学校通信教育課程で幼稚園教諭の養成可能に）	1081020	学校法人新潟福祉医療学園新潟福祉医療専門学校	文部科学省
0820050	保育士養成の授業等開設方法の緩和	専修学校設置基準第12条	専修学校の授業科目の履修にあたっては、課程の終了に必要な総授業時数のうち、4分の3を超えない範囲で、メディアを利用した履修が可能です。	指定保育士養成専修学校に通信教育課程を設置し、その授業方法により「保育士資格」を通信教育で、取得可能とする。	指定保育士養成専修学校において通信教育でも保育士資格を取得できるように授業方法及び教育機会を弾力化多様化することを目的とする。 提案理由：通学教育による保育士養成は、大学、短期大学及び専修学校で認められているが、通信教育での養成は、大学又は短期大学でのみ可能である。指定保育士養成専修学校が通信教育課程を設置し、保育士養成を行うことができない理由はないと考える。 教育指導措置：対象となる指定保育士養成施設が通信教育により資格取得する場合、指定保育士養成施設指定基準の通信教育部と同様の措置を取ることで、教育の質を担保する。また、専修学校においても自己点検評価及び第三者評価を求め、その指定基準の遵守義務を果たす。	D	—	専修学校は実験、実習などを中心とした職業教育、専門技術教育を行う教育機関であるため、通信制課程は認められておりませんが、専修学校における授業科目の履修にあたっては、課程の修了に必要な総授業時数のうち4分の3を超えない範囲で、多様なメディアを高度に利用して履修することが可能となっています。 「通信教育での保育士養成の是非については厚生労働省の回答をご確認ください。」							1081030	学校法人新潟福祉医療学園新潟福祉医療専門学校	文部科学省 厚生労働省
0820060	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所を認定こども園として利用する場合の目的外使用承認手続きの適用除外	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 公立学校施設（幼稚園関舎等）の財産処分の取扱いについて（平成15年11月28日15文科初第841号） 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（平成19年3月28日18文科施第601号）	国庫補助を受けて整備した幼稚園施設を補助目的に反して使用する場合は、原則として財産処分の承認手続きが必要となっていますが、国庫補助事業完了後10年を経過し、同一地方公共団体における公共用又は公用に供する施設への転用の場合は、文部科学大臣への届け出（報告事項）のみとし、承認手続きを不要としています。	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所が認定こども園として認定を受ける場合、国の転用等の承認手続きを不要とする	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所等に認定こども園として認定を受ける場合、転用等にかかる財産処分の目的外使用の承認が必要とされているが、認定こども園として利用している間については、「幼稚園教育要領」や「保育所指針」に基づき、教育、保育を一体的に提供する施設であることから、新たに認可を受ける施設や付加する機能（認可外保育施設）への転用等にかかる財産処分の目的外使用の承認を要しないこととするべきである。	D	—	国庫補助を受けて整備した幼稚園を、保育所又は認可外保育施設に転用する場合の財産処分の手続きについては、認定こども園の認定の有無にかかわらず、国庫補助事業完了後10年を経過し、同一地方公共団体における公共用又は公用に供する施設への転用の場合は、文部科学大臣への届け出（報告事項）のみとし、承認手続きを不要としているところです。	幼稚園を認定こども園として使用する場合に、承認手続きや国庫補助金の返還等を要することは「認定こども園」制度の趣旨である幼保連携を妨げかねないものであると考える。この考えを踏まえ、右の提案主体の意見について検討し回答されたい。	認定こども園は、「幼稚園教育要領」や「保育所指針」に基づき、教育、保育を一体的に提供する施設であることから、補助目的外施設等に転用されているものではないと考えるため、公立、私立ともに国庫補助事業完了後の経過年数に関わらず、認定こども園として利用している期間については、目的外使用承認手続きを不要とすべきである。 また、同様の趣旨から、国庫補助金の交付を受けて整備した幼稚園の認定こども園への転用に当たっては、国庫補助金の返還を不要とすべきである。	C	：	認定こども園と幼稚園とは概念が異なり、認定こども園においては、学校教育法に定められた幼稚園の目的以外の目的にも使用する場合があるため、過去に国庫補助を受けて整備した幼稚園施設を認定こども園に転用する場合は、原則、補助金の目的外使用の承認手続きが必要となります。 なお、国庫補助を受けて整備した公立幼稚園を同一地方公共団体における認可保育所又は認可外保育施設に転用する場合は、国庫補助事業完了後10年を経過していれば、既に財産処分の承認手続きを不要とし、届け出（報告事項）でもって対応しています。この場合の残存価額に対する補助金相当額（国庫納付金）の国庫への納付は免除としているところです。 また、国庫補助事業完了後10年を経過していない場合であっても、公立幼稚園の一部を同一地方公共団体における認可保育所に転用する場合は、承認手続きは必要となりますが、国庫納付金の納付を免除としています。	右の提案主体の意見に対して、再度検討し回答されたい。なお、再省として認定こども園制度を推進している現状から、幼稚園を認定こども園として利用する場合の目的外使用承認手続を簡素化することなどについて、検討されていることがあれば、あわせて回答されたい。	認定こども園となった場合は、目的外使用承認手続きや国庫補助金の返還を不要とするよう早急に検討をいただきたい。		1124010	兵庫県	文部科学省 厚生労働省
0820070	小学校の漢字教育にかかる教育課程の弾力的運用	学校教育法施行規則第25条 小学校学習指導要領	小学校学習指導要領上、「学年ごとに配当されている漢字は、児童の学習負担に配慮しつつ、必要に応じて、当該学年以前の学年又は当該学年以降の学年において指導することもできること。」とされています。	学年別漢字配当表を超えた漢字学習を可能とするため、現行の学校教育法施行規則で規定する教育課程の基準（学年別漢字配当表）を緩和し、学年ごとに学習することが定められている学年別漢字配当表を弾力的に運用して、多様な教育を可能とする。	（現状） ・現在、小中学校の総合的な学習の時間内で、故白川静先生が研究した漢字の系統立てた学習指導を実施している。 （提案理由） ・現行の学校教育法施行規則で規定する教育課程の基準（学年別漢字配当表）を緩和し、学年ごとに学習することが定められている学年別漢字配当表を弾力的に運用して、系統立てた漢字教育を可能とする。 （代案措置） ・各学年末等に漢字テストを実施し、漢字の習熟度が低い児童・生徒に対し、別途、個別学習を実施する。	D	—	ご提案有難うございます。現在、小学校における漢字の指導については学習指導要領において以下のように示されています。 小学校学習指導要領　第2章　各教科 第1節　国語 第3　指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い (3)漢字の指導については、第2の内容に定めるほか、次のとおり取り扱うこと。 ア 学年ごとに配当されている漢字は、児童の学習負担に配慮しつつ、必要に応じて、当該学年以前の学年又は当該学年以降の学年において指導することもできること。 イ 当該学年より後の学年に配当されている漢字及びそれ以外の漢字を必要に応じて提示する場合は、振り仮名を付けるなど、児童の学習負担が過重にならないよう配慮すること。 ウ 漢字の指導においては、学年別漢字配当表に示す漢字の字体を標準とすること。 すなわち、ご提案の学年別漢字配当表の弾力的運用は、児童の学習負担に配慮しつつ実施されるならば現行制度下においても実現可能です。	右の提案主体の意見について回答されたい。	提案した内容は、現行の制度下でも実現が可能との回答であったが、今後、本県が漢字学習教育を具体的に実施するために、以下の点について可能かどうかを確認する。 ①学年別漢字配当表を組み替え、独自の漢字配当表を作成し指導すること。 ②組み替えた漢字配当表により指導した漢字の読み、書きについて評価の対象とすること。 ③児童の過重負担にならない範囲において、学年別漢字配当表に記載のある教育漢字に、例えば常用漢字『例　福井の「井」』などを追加して指導し、評価の対象とすること。	D	—	お問い合わせの内容については何も現行制度下において実現可能です。 なお、「①学年別漢字配当表を組み替え、独自の漢字配当表を作成し指導すること。」とありますが、その際作成される独自の漢字配当表においては学習指導要領における漢字配当表に示す漢字が漏れることの無いよう、留意していただく必要があります。				1178010	福井県	文部科学省
0820080	学校設置主体の弾力化	学校教育法第2条等 構造改革特別区域法第13条	学校教育法上、学校は国、地方公共団体、学校法人のみが設置できるとされているところですが、構造改革特区の認定を受ければ、不登校児童生徒やＬＤ（学習障害）、ＡＤＨＤ（注意欠陥／多動性障害）を対象とする場合に限り、ＮＰＯ法人でも学校設置（高校以下）が認められています。	「NPO法人による学校設置」 子どもの教育をめぐり、公立学校をはじめ多方面で様々な試みがなされている。各種NPO法人の中にも、教育の分野にその実践的経験を応用し、独自の関わりを持っている事例も多くなっているが、全日制の教育機関として義務教育を担うには至っていない。日本の義務教育制度が成熟期を迎える中、新たなる活路を拓くために、未来の地球、人類をみつめた教育理念実現への意欲と方法論を持つNPO法人もその一翼を担えるものと考え、学校設置の道を求めるものである。	想定しているのは小規模な全日制の義務教育機関で、国が定める教育内容を踏襲しつつ、設置主体がこれまで培ってきた経験、手法、人的ネットワークを生かした教育を実践したいと考える。対象を特定したり、特殊な人材育成を目指すものではなく、人として、また、２１世紀を生きる人材としての、世界人類をみすえた人間力づくりに主眼を置く。教育分野において短期間での経済的効果は測りがたいものがあるが、教育の形と手法の新しい選択肢を世に示すことで、既存の教育に刺激や影響を与えるという点では、社会的に有効な存在意義は発揮でき、相乗・補完的役割を担えるものと考える。また、世界、地域のあらゆる資源を活用した運営になるので、自ずと地域の活性化にも貢献できると考える。 現在、佐賀県内の小・中学校では積極的にいろいろな試みがなされているものの、既存の枠組みの範疇を超えることは容易ではないと思われる。幸い、地域的に教育への関心は高く、県としても今後を見据えた人材育成を積極的に行うことを打ち出している今、ひとつの新しい選択肢をつくる好機だと捉えている。生物学的教育観を軸に、国際、環境、いのち、日本文化、農業、コミュニケーション、外国語などの要素を副次的、一過的に扱うのではなく、じっくりと日常生活に根ざした形で取り組むためには、全日制学校という形が必要である。 NPO法人が、財政面、人材面において、活動を支援してくれる個人や団体、また、関係諸機関との協働を通じて、小規模で実現可能な学校モデルを構築することは十分可能だと考える。	D	—	構造改革特別区域法第13条に基づき、不登校児童生徒等を対象にＮＰＯ法人が学校を設置することも可能となっています。ご不明な点は何などもお問い合わせください。							1097010	特定非営利活動法人　夢の学校をつくる会	文部科学省

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事業番号・項管	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0820090	外国人就学生の入学資格及び入学定員の上限の緩和	学校教育法第82条の3第3項 学校教育法施行規則第77条の5	専修学校専門課程は、高等学校若しくはこれに準ずる学校等を卒業した者又はこれに準ずる学力があると認められた者に対して教育を行います。	・外国人就学生に対し、専修学校専門課程の入学資格である高等学校卒業程度の要件を緩和し、国籍、年齢、学歴に捉われず、学習意欲の高い外国人に対し入学要件を別途定める。 ・外国人就学生の入学定員の上限を緩和し、定員の2分の1程度の受け入れを可能とする。	医療・介護従業者は慢性的な不足状態にあり、高齢化社会を懸念される我国において、その従業者の数、質の低下は危惧される問題である。外務省、厚生労働省が連携し、フィリピン人介護士受け入れを行うための計画が進められているが、現問題が発生している状態である。現在、奈良県では株式会社による介護士及び看護師の養成学校設立は認められていないが、今後受入れが増えるであろう外国人の医療・介護従業者における日本文化の理解、技術取得、定着就労のためには社会性をもつ常識力豊かな人材育成が必要であり、外国人個々に対し柔軟に対応できる点においては民間企業による養成学校の設立運営はその良点を生かせるものであると考える。また入学資格を緩和させ、我国と教育制度の異なる国における就学者に対しても、同等程度の学力等が認められれば、入学を可能とし、学習意欲の高い外国人に対し門戸を広げ、医療・介護従業者を育成したいと考える。また日本人学生においては多様化する国際社会における社会性を身に着けることができ、国内だけに留まらず、医療・介護における発展途上国において指導的役割を担うことのできる人材育成につながると考える。	D	—	専修学校専門課程の入学資格については、学校教育法において高等学校若しくはこれに準ずる学校等を卒業した者又はこれに準ずる学力があると認められた者とされているところですが、学校教育法施行規則第77条の5の第1号において、「専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、十八歳に達したもの」も入学可能となっています。 また、専修学校への受け入れにあたっては、充実した教育指導を行う観点から、入学定員等は適切なものとする必要があります。留学生及び就学生に係る入学許可者数については、設置するすべての学科の入学定員を合算した数の2分の1までとされているところです。 したがって、ご提案には現行の制度でご対応いただけるものと考えます。							1075032	ウェルコンサル株式会社	文部科学省 厚生労働省
0820100	ＩＴ技術者など高度外国人材活用のため就労準備研修ができる在留資格の創設又は要件緩和	専修学校設置基準第14条	専修学校においては、修業年限が一年未満の科目等履修生として授業科目を履修することが可能です。	[内容] ①人材派遣・人材紹介・人材開発等の事業者が実施する日本社会・日本企業適合化のための半年程度の研修を受講する場合の在留資格（特定（就労準備（研修））の創設 ②専修学校専門課程の修業年限規制（現行1年以上）を緩和し、就業準備に限定した修業年限1年未満の教育課程を認め、同課程に留学できるようにする。	[実施内容] 日本滞在経験が無い高度外国人材が日本企業で円滑に就労できるよう、生活体験をしながら、半年程度、日本社会に習熟し、日本企業に適合させる就労準備研修を行なう。 [提案理由・目的・効果等] 人材派遣会社等は、顧客企業の需要に応じ、本国で研修した外国人技術者の派遣事業等を実施しているが、就業前の日本社会習熟期間に対応する在留資格が無い。結果"昨日まで本国、明日から日本の職場"となり、トラブルや離職の要因となっている。就労準備研修による円滑活用、定着性向上は、人材確保難の日本企業、キャリアパスを図る本人の双方にとって有益であり、当該研修のための在留資格の創設が必要である。 参考とすべきものに、専修学校や大学が、文科省と経産省からの受託事業として行う「留学生対象就職支援事業」があり、外国人技術者向けの研修においてもこうした経験を活かし、高等教育機関による実施も想定される。しかし、最も修業年限が短い専修学校専門課程で現行で1年以上という修業年限規定があり、これを研修内容に則した形で1年未満の修業年限も可能とする必要がある。 ヒヤリングによれば「専修学校」のほか、「人材派遣業」「人材紹介開発業」「各種学校」の参入も想定され、専修学校が参入する際の「留学」在留資格要件緩和と、その他の事業者が参入する際の「新たな在留資格の創設」の双方から検討しておく必要がある。	D	—	[内容] ②のご提案について、専修学校の修業年限については、青少年に対し、職業・技術教育を行い相当の効果を挙げるためには少なくとも一年以上でなければ十分な教育成果を挙げ得ないことから、一年を最低修業年限と定めているものです。なお、専修学校においては、修業年限が一年未満の科目等履修生として一又は複数の授業科目を履修することが可能となっていますが、その科目等履修生に対して在留資格を与えるか否かについては、別途、担当省庁における判断が必要と考えます。								福岡・アジアゲートウェイ構想	1187170	福岡市	警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省
0820110	私立学校法の特例第二十条に看護専門学校を加える	学校教育法第82条の8	専修学校の設置認可は所轄庁である都道府県知事が行います。	構造改革特区の公私協力学校として、高等学校、幼稚園が上げられていますが、地方の看護専門学校も公私協力学校に加えることにより、実際に地方に根ざした地方に役立つ看護師の育成を図り、看護師不足に対応し地方の健全な振興に寄与する。	事業の実施内容 ①○○に学校法人看護専門学校を設立する ②私立学校法の特例第二十条に看護専門学校を加えることにより、公共団体等と連携及び協力により、実際に地元で勤務する看護師を養成する ③このことで、地震と過疎、超高齢化に困窮している○○に活力と元気を与えることになる ④今後地元公共団体等と早急に協議を進める 提案理由 ①○○が廃止となって久しいが、更に本年３月２５日Ｍ６．９震度６強○○半島地震の災害は　、過疎、高齢社会に悩む○○に大きな衝撃を与えた ②○○では、年齢の高い看護師が多くなっている（○○の看護師で５０歳以上が３２％を占める　資料　　○○） ③石川県第５次医療計画（Ｈ.19．４．１計画策定及び公示）の中で、今後特に○○における看護職員不足が懸念されると明記されている ④○○の高校を出て、○○の看護学校を卒業しても○○には戻らないので、このままでは病院の存続が危ぶまれる ⑤地元の看護専門学校が、地元に就職することで若者が定住し、結婚、出産、により過疎からの脱却にも貢献できる以上の理由から○○での看護専門学校の設立が急務となっている	D	—	ご提案の「公共団体等と連携協力」の具体的な内容が不明ですが、専門学校において地方公共団体と一定の連携協力を行うことは現行制度上でも可能です。専門学校の設置認可については、所轄庁である県が行うことになっておりますので、ご提案の専門学校の設置については、まず県とご相談ください。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	高等学校・幼稚園には、「協力学校法人」の設立に係る寄付行為の認可にあたり、都道府県知事において、資産用件の審査を要しない特例措置があるが、過疎や高齢社会で困窮している地域に必要として、いる看護師を養成する看護専門学校を本特例措置の対象として加えてもらいたい。地方自治体とは話し合いを進めているが、看護専門学校を公私協力学校設置事業の対象とすることで、地域に根ざした地域に役立つ看護師の育成を図ることができ、また、看護師不足に対応し、地域の健全な振興に寄与するものと考える。	D	—	専修学校は、学校教育法第1条に規定されている学校と異なり、設置者は、国、地方公共団体、学校法人に限定されておらず、①専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること②設置者が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること③設置者が社会的信望を有する者（学校教育法第82条の5）であれば、設置者となることが可能です。なお、専修学校の校地・校舎については地方公共団体等の施設を長期にわたり安定して使用できる条件を取得している等教育上安全上支障がない場合にはこれを使用することが可能である等、地方公共団体と必要な連携協力を行い専門学校を設置することは、現行制度において可能です。	右の提案者の意見を踏まえ、看護専門学校を公私協力学校設置事業の対象とすることについて検討し、回答されたい。	1都市部と違って超過疎・高齢化、看護学校立地場所付近に地方公共団体等から借りて使う建物は無（現行制度では不可能。 2「聯来のどぶろく特区」が決まった時は新聞に大きく出て、皆、喜んだように特区は石川県では地域の発展にぜひ必要です。 3公私協力校に専門学校全体ではなく、せめて看護専門学校だけでも加えて頂きたい。7対1の基準により更に看護師不足となり申でも。△△では一層深刻で病院がつぶれるのではと危惧されている。病院が亡くなったら住民は生きていけず、もう特区となって公の安定性と私のノウハウが協力して学校を作り養成するしかないのです。どうか△△から人が消える前に、ぜひ特区を認めて頂きたい。	公私協力看護専門学校構想	1185010	個人	文部科学省
0820120	教育委員会の社会教育に関する権限を市長へ移譲する特区	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法は各条において教育委員会が行う社会教育に関する事務を規定しています。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条 社会教育法等	現行制度上、教育委員会が持つ社会教育に関する権限を、自治体の判断により市長に移譲することを可能とする。	第9次提案、第10次提案時に、平成18年度中に措置できるよう検討する（Ｆ回答）とされた事項である。文化・スポーツと社会教育とは密接な関連のある事務であり、社会教育については市長に権限移譲可能とされるよう要望する。現在の具体的検討状況及び今後のスケジュールについて回答いただきたい。	F （平成18年9月15日構造改革特区推進本部決定済み）	—	地方自治法第180条の7の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能です。 なお、教育基本法の改正に伴う社会教育法等の見直しについて、平成18年9月15日の構造改革特別区域推進本部決定、教育再生会議における議論等を踏まえつつ、社会教育行政における政治的中立性の担保等に留意しながら、中央教育審議会において検討を開始したところです。	社会教育に関する事務を地方公共団体により首長が担当できるようにすることについての検討の進捗状況について具体的に回答されたい。		F （平成18年9月15日構造改革特区推進本部決定済み）	—	地方自治法第180条の7の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能です。 なお、教育基本法の改正に伴う社会教育法等の見直しについては、行政官、大学教授、民間の有識者等の意見を幅広く伺いながら、中央教育審議会において検討を進めているところです。				1033020	多治見市	総務省 文部科学省
0820130	社会教育分野等に関する教育委員会の職務権限の市長への移譲 （社会教育分野等について）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条 社会教育法等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法は各条において教育委員会が行う社会教育に関する事務を規定しています。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律による規制を緩和し、同法第23条第第12号、第13号、第14号及び第19号に規定する社会教育等の教育委員会の職務権限を市長に移譲できるようにする。	現在、市長部局（文化振興部）の職員で補助執行している文化財、生涯学習、スポーツ、図書館、考古博物館にかかる職務権限を教育委員会から市長に移譲し、市民主体の総合的な行政を推進する。これら社会教育系の分野は地域振興、産業振興等市民生活と密接に関係しており、市民の多様化するニーズを一元的、弾力的に受け止め、総合的な行政を推進することで、地域の人々（、まちづくりを目指す。また、教育委員会は、困難な問題が山積する学校教育に集中的に取り組み、その速やかな解決を図る。 当市では、平成16年4月の機構改革により教育委員会の前出の5部門を市長部局（文化振興部）に移管し、地区市民センター（市長部局）と公民館の一元化をはじめ、総合行政の視点に立って事業に取り組んできた。しかし、地方教育行政関係法令の規制により教育委員会の補助執行による執行体制とならざるを得ず、機構改革の目的であった一元的、弾力的な行政の推進が損りにくいこと、また市民にわかりにくく、事務が煩雑になるなどの問題が生じていることから、その改善を図るために教育委員会の職務権限の市長への移譲について提案を行うものである。 [代替措置] 平成16年度より、市長と教育委員会委員が教育行政の推進に関し、意見交換する場として「教育行政懇談会」を設置し、教育の政治的中立性の担保及び学校教育と社会教育は密接不可分であるという社会教育法の趣旨の担保に留意している。	F （平成18年9月15日構造改革特区推進本部決定済み）	—	地方自治法第180条の7の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能です。 なお、教育基本法の改正に伴う社会教育法等の見直しについて、平成18年9月15日の構造改革特別区域推進本部決定、教育再生会議における議論等を踏まえつつ、社会教育行政における政治的中立性の担保等に留意しながら、中央教育審議会において検討を開始したところです。	社会教育に関する事務を地方公共団体により首長が担当できるようにすることについての検討の進捗状況について具体的に回答されたい。	文化スポーツに関する権限の首長への移譲を可能とするよう提案するのでご検討願いたい。また、社会教育法等の見直しに係る中央教育審議会での検討状況及び今後のスケジュールについて随時公表いただきたい。	F （平成18年9月15日構造改革特区推進本部決定済み）	—	地方自治法第180条の7の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能です。 なお、教育基本法の改正に伴う社会教育法等の見直しについては、行政官、大学教授、民間の有識者等の意見を幅広く伺いながら、中央教育審議会において検討を進めているところです。				1015010	鈴鹿市	総務省 文部科学省
0820140	社会教育分野等に関する教育委員会の職務権限の市長への移譲 （文化財について）	地方自治法第180条の8 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号 文化財保護法	○地方自治法 第180条の8　教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の設定及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。 ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 （教育委員会の職務権限） 第23条　教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 1～13（略） 14　文化財の保護に関すること。 15～19（略） ○文化財保護法において、教育委員会が行う文化財保護に関する事務が定められています。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律による規制を緩和し、同法第23条第第12号、第13号、第14号及び第19号に規定する社会教育等の教育委員会の職務権限を市長に移譲できるようにする。	現在、市長部局（文化振興部）の職員で補助執行している文化財、生涯学習、スポーツ、図書館、考古博物館にかかる職務権限を教育委員会から市長に移譲し、市民主体の総合的な行政を推進する。これら社会教育系の分野は地域振興、産業振興等市民生活と密接に関係しており、市民の多様化するニーズを一元的、弾力的に受け止め、総合的な行政を推進することで、地域の人々（、まちづくりを目指す。また、教育委員会は、困難な問題が山積する学校教育に集中的に取り組み、その速やかな解決を図る。 当市では、平成16年4月の機構改革により教育委員会の前出の5部門を市長部局（文化振興部）に移管し、地区市民センター（市長部局）と公民館の一元化をはじめ、総合行政の視点に立って事業に取り組んできた。しかし、地方教育行政関係法令の規制により教育委員会の補助執行による執行体制とならざるを得ず、機構改革の目的であった一元的、弾力的な行政の推進が損りにくいこと、また市民にわかりにくく、事務が煩雑になるなどの問題が生じていることから、その改善を図るために教育委員会の職務権限の市長への移譲について提案を行うものである。 [代替措置] 平成16年度より、市長と教育委員会委員が教育行政の推進に関し、意見交換する場として「教育行政懇談会」を設置し、教育の政治的中立性の担保及び学校教育と社会教育は密接不可分であるという社会教育法の趣旨の担保に留意している。	C	—	文化財の保存・活用と首長部局の行う地域振興、産業振興、環境保全、まちづくり等の施策との緊密な連携・調整は大変重要であり、必要な場合には、地方自治法第180条の7の事務の委任・補助執行の規程を活用して、文化財保護に関する業務の一部を首長部局で行うことも可能となっています。 ただし、文化財保護についての最終的な職務権限は、以下の理由より、教育委員会の権限として引き続き規定されている必要があると考えます。 ①　文化財保護は、文化財を保護し継承していくという使命と、地域づくりや観光のために活用していくという使命が相反する場合が生じかねない行政分野であり、保存と活用のバランスを適正に担保する必要があります。そのため、首長部局の行う開発行政や文化財を活用した観光施策等の適正性・正当性を担保するとて、首長とは独立した機関である教育委員会において最終的なチェックを行う必要があります。また、文化財は一旦滅失・き損すれば原状回復が困難であるため、首長の交代によって保護方針が大き（変わることを避けるためにも、首長から独立した教育委員会が担当する必要があります。 ②　文化財の指定や保存・活用に当たって、特定の団体・個人への配慮により方針が曲げられることのないよう、公正性・中立性の確保が強く求められます。その際、首長の判断により意志決定がなされる首長部局に対し、合議体である教育委員会が最終的な抑止力を有しており（必要があります。 文化財保護は、保存と活用の調和のとれた施策が講じられることが不可欠な行政分野であり、万が一、首長部局によって、過度に活用を重視するなど不適切な事務執行が行われるような事態が生じた場合には、当該補助執行や委任を中止できるよう、最終的な権限は教育委員会に留保しておくことが必要であると考えます。 また、改正教育基本法第2条第5項においては、教育の目標として、伝統と文化を尊重する態度を養うことが規定されており、我が国の歴史や文化を正しく理解するために必要な文化財保護については、教育委員会において、教育行政と一体的に進めていく（べき重要性が増しているところです。 平成17年10月、平成19年3月の中央教育審議会答申を受けて、166通常国会に提出され、成立した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」においては、教育委員会の所掌事務のうち、文化、スポーツに関する事務は、地方公共団体の判断により首長が担当できるものとされたところですが、文化財保護の事務については、学校教育や社会教育と同様、引き続き教育委員会が所管することとされたところです。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C の理由として教育委員の独立性、中立性、抑止力をあげているが①元々教育委員の任命権は首長にあり首長の影響を完全に排除することは不可能であること②相反する利害の調整は首長権限下の事務事業にも多数あり、公正な執行を担保するために議会、第三者機関の設置、法令の整備通呼、県国等の指導等に基づき意思決定を行っていることから、他事業と比較して文化財の為教委権限下（補助執行含む）に置く様統的な理由はないと考える。また教育基本法の目標は環境、勤労、公共など社会全般（市長の権限分野）に渡っており法で目標としたから教委で所管するというのは説得力を欠くものと言わざるを得ない。このことについてご検討願いたい。	C	—	文化財は国民共有の財産であり、また、現在の国民の為に活用されるとともに、将来の国民のために確実に保存・継承されることが必要であるという性質を持つものであります。また、一旦滅失・き損すると原状回復が困難であるため、長期的に一貫した保護の方針のもとに保存・活用が行なわれることが必要であり、首長の交代によりその保護の方針が変わったり、特定の団体・個人への配慮により保護の方針が曲げられることがあってはならず、他の事務事業以上に公正性・中立性の確保が強く求められています。 教育委員の任命権は首長にあるものの、何より最終的な権限を教育委員会が有することにより、首長からの独立性が担保されております。仮に、外部専門家等の意見を含（評価機関を、首長部局に置いた場合であっても、当該審議会が首長には独立した権限を持たない諮問機関であり、首長に最終権限が留保されている以上、十分なチェック機能が担保できないおそれがあります。 よって、不適切な事務執行が行われるような事態が生じた場合には、当該補助執行や委任を中止できるよう、首長部局から独立した合議体であることにより、一貫した保護の方針の担保や公平性・中立性の確保があり可能である教育委員会に、文化財保護についての最終的な権限が所在していることが必要であると考えます。 もとより、文化財の保存と活用に当たって、首長部局の行なう歴史・文化、観光、まちづくり、景観等の施策との緊密な連携・調整を行い、施策展開を行なうことは大変重要なことであります。 そのため、必要な場合には、地方自治法第180条の7の事務の委任・補助執行の規程を活用して、文化財保護に関する業務の一部を首長部局で行うことも可能となっています。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	文化財事業における「中立性、公正性」は、現実的には首長に移譲しても第三者機関のチェック等で確保できると考えています。現在中央教育審議会で検討を進めている社会教育法等の見直しに併せ、文化財関係についても首長への権限移譲が弾力的に可能となるよう再検討を希望します。		1015011	鈴鹿市	文部科学省
0820150	社会教育・文化財保護に関する権限の区長への移管 （社会教育について）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法は各条において教育委員会が行う社会教育に関する事務を規定しています。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条 社会教育法等	地方自治法第180条の8（学校に関することを除く） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号、第14号（学校に関することを除く） 文化財保護法・社会教育法・図書館法中、 教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	教育委員会の職務権限のうち、①社会教育　②文化財保護　③社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、教育財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化・スポーツに関する施策を一層推進する。 提案理由 千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化・スポーツに関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。 しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。 社会教育、文化関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。	F （平成18年9月15日構造改革特区推進本部決定済み）	—	地方自治法第180条の7の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能です。 なお、教育基本法の改正に伴う社会教育法等の見直しについて、平成18年9月15日の構造改革特別区域推進本部決定、教育再生会議における議論等を踏まえつつ、社会教育行政における政治的中立性の担保等に留意しながら、中央教育審議会において検討を開始したところです。	社会教育に関する事務を地方公共団体により首長が担当できるようにすることについての検討の進捗状況について具体的に回答されたい。		F （平成18年9月15日構造改革特区推進本部決定済み）	—	地方自治法第180条の7の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能です。 なお、教育基本法の改正に伴う社会教育法等の見直しについては、行政官、大学教授、民間の有識者等の意見を幅広く伺いながら、中央教育審議会において検討を進めているところです。				1111701010	千代田区	総務省 文部科学省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0820160	社会教育・文化財保護に関する権限の区長への移管 (文化財保護について)	地方自治法第180条の8 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号 文化財保護法	○地方自治法 第180条の8　教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。 ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 （教育委員会の職務権限） 第23条　教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 1～13（略） 14　文化財の保護に関すること。 15～19（略） ○文化財保護法において、教育委員会が行う文化財保護に関する事務が定められています。	地方自治法第180条の8（学校に関すること を除く） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号、第14号（学校に関すること を除く） 文化財保護法・社会教育法・図書館法中、 教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	教育委員会の職務権限のうち、①社会教育　②文化財保護　③社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、教育財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化・スポーツに関する施策を一層推進する。 提案理由 千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化・スポーツに関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。 しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。 社会教育、文化財運営施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。	C	—	文化財の保存・活用と首長部局の行う地域振興、産業振興、環境保全、まちづくり等の施策との緊密な連携・調整は大変重要であり、必要な場合には、地方自治法第180条の7の事務の委任・補助執行の規程を活用して、文化財保護に関する業務の一部を首長部局で行うことも可能となっています。 ただし、文化財保護についての最終的な職務権限は、以下の理由より、教育委員会の権限として引き続き規定されている必要があると考えます。 ①　文化財保護は、文化財を保護し継承していく必要性と、地域づくりや観光のために活用していくという必要性が相反する場合が生じかねない行政分野であり、保存と活用のバランスを適正に担保する必要があります。そのため、首長部局の行う開発行為や文化財を活用した観光施策等の適正性・正当性を担保する上で、首長とは独立した機関である教育委員会においてチェックを行う必要があります。また、文化財は一旦滅失・き損すれば原状回復が困難であるため、首長の文化によって保護方針が大き く変わることを避けるためにも、首長から独立した教育委員会が担当する必要があります。 ②　文化財の指定や保存・活用に当たって、特定の団体・個人への配慮により方針が曲げられることのないよう、公正性・中立性の確保が強く求められます。そのため、首長の判断により意志決定がなされる首長部局に対し、合議体である教育委員会が最終的な抑止力を有しておく必要があります。 文化財保護は、保存と活用の調和のとれた施策が講じられることが不可欠な行政分野であり、万が一、首長部局によって、過度に活用を重視すると不適切な事務執行が行われるような事態が生じた場合には、当該補助執行や委任を中止できるよう、最終的な権限は教育委員会に留保しておくことが必要であると考えます。 また、改正教育基本法第2条第5項においては、教育の目標として、伝統と文化を尊重する態度を養うことが規定されており、我が国の歴史や文化を正しく理解するために必要な文化財保護については、教育委員会において、教育行政と一体的に進めていくべき重要性が増しているところです。 平成17年10月、平成19年3月の中央教育審議会答申を受けて、166通常国会に提出され、成立した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」においては、教育委員会の所掌事務のうち、文化、スポーツに関する事務は、地方公共団体の判断により首長が担当できるものとされたところですが、文化財保護の事務については、学校教育や社会教育と同様、引き続き教育委員会が所管することとされたところです。			右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	—	文化財は国民共有の財産であり、また、現在の国民の為に活用されるとともに、将来の国民のために確実に保存・継承されることが必要であるという性質を持つものであります。また、一旦滅失・き損すると原状回復が困難であるため、長期的に一貫した保護の方針のもとに保存・活用が行なわれることが必要であり、首長の交代によりその保護の方針が変わったり、特定の団体・個人への配慮により保護の方針が曲げられることがあってはならず、公正性・中立性の確保が強く求められます。仮に外部専門家等の意見をも「評価機関を、首長部局に置いた場合であっても、当該審議会が首長とは独立した権限を持たず、十分なチェック機能が担保出来ません。 よって、不適切な事務執行が行われるような事態が生じた場合には、当該補助執行や委任を中止できるよう、首長部局から独立した合議体であることにより、一貫した保護の方針の担保や公平性・中立性の確保が より可能である教育委員会に、文化財保護についての最終的な権限が所属していることが必要であると考えます。 もとより、文化財の保存と活用に当たって、首長部局の行なう歴史・文化、観光、まちづくり、景観等の施策との緊密な連携・調整を行い、施策展開を行なうことは大変重要なことであります。 そのため、必要な場合には、地方自治法第180条の7の事務の委任・補助執行の規程を活用して、文化財保護に関する業務の一部を首長部局で行うことも可能となっています。		補助執行では、文化財のあり方についての方針決定を行うことはできない。区長部局への権限移管によって、観光やまちづくり、景観等と連携し、総合的な観点から文化財保護の一層の向上を図ることができる。 また、文化財は区民・国民共通の財産であり、学術的な検討は勿論であるが、地域・区民・世論の動向も踏まえ、まちの中でどのように活かしていべきかも判断されべきである。このことから、外部専門家による評価機関はもとより、地域におけるまちづくりの知識を踏まえて、公平性・中立性を保ちつつ、総合的に検討していべきである。		1117011	千代田区	文部科学省
0820170	特定の用語使用要件の緩和	学校教育法（昭和22年法律第26号）第53条、第69条の2. 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第3条 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第3条	「大学には、学部を置くことを常例とする」とされています。 短期大学には学部を置かず、学科を置くものとされています。 専修学校には学科を置くものとされています。	現行法で規定されている、大学に認められている「学部」という教育課程説明表記を一定の要件を満たしている専修学校には使用可能とする。	大学に限られる「学部」という教育課程の表記を専修学校にも取り入れる事により、現在の教育改革を推し進め、更に高い教育レベルを目指す。提案理由：平成17年の高度専門士の称号規定により（平成17年文部省告示第139号第1条）、専修学校の専門課程の修了者も一定の要件を満たす者は、大学院への進学が可能になった。更に現在の教育界の動向を見ると、従来専門学校の教育分野と見なされてきた特殊専門分野も大学はその科目に取り入れ、又、専修学校も大学と同様のより高度な教育提供に努めている。教育課程の表記に於いて大学のみが「学部」、専修学校が「課程」とする規定は、優良な大学と専修学校が共存共栄して伸ごうとする将来を妨げるものとする。例えば、当校には専門職大学院の学生だけでなく提携大学の学士課程専攻の者、及び非留生が存在する。提携大学の授業は其々の大学の担当教授が当校に于に授業を行うもので、専修学校の学内に於いて大学の授業が執り行われている。又、専門士、学士いずれの課程修了者であっても、当校からの推薦を受け、且つ大学院側の設ける規定を満足させる学力を備えた者はオクスフォード大学大学院の修士課程に進学する事ができる。この様な教育活動の状況を鑑みると、専修学校と大学の両方の長所が終結した校風により、当校の提供する教育内容に対して「学部」という用語を使用する事が適当とここに提案するものである。 代替措置：単独専修学校に於いてはその教育の専門性の独自から「学部」という表記の使用はその教育特性を不明瞭にする事から不適切とし、其々の専修学校の教育課程の特性を明確化する。	C	—	学校教育法第53条において は「大学は、学部を置くことを常例とする」とあり、同法第69条の2において は、短期大学には学部を置かず学科を置く旨の規定がなされています。また、専修学校設置基準では、第3条に、専修学校には学科を置く旨の規定がありますが、学部については存在しません。 以上のことから、専修学校が「学部」という表記を用いることは、法令上禁止されていませんが、学校教育法上、学部は4年制大学にのみ置くことが想定されていると考えられ、混乱を招く恐れがあることから、望ましくありません。								1060010	学校法人田中育英会	文部科学省
0820180	職業能力開発促進法に規定する職業能力開発短期大学校修了者の大学への編入学	学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条、第69条の2、第70条の9、第83条の10 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第22号）第70条の7、第72条の6、第77条の8	大学への編入学については、短期大学、高等専門学校、一定の要件を満たす専修学校専門課程から行うことが認められています。	各大学において、編入学出願資格として「大学、短期大学、高等専門学校、専修学校と同等の学力を持った者」を個別に判断し、職業能力開発短期大学校の教育課程等を評価し、編入学できるようにする。	平成15年度の集中提案では、文部科学省から「制度上の担保のない職業能力開発短期大学校の修了者の大学への編入学は認めることができない」との回答があった。技術者不足の中、企業ニーズにあった高度な職業訓練を受けている職業能力開発短期大学校（以下「短期大学校」という。）の修了者の多くが地場企業に就職し、中堅技術者として活躍しているが、学習段階で技術に興味を持ち更に高度な技術の修得を目指す者もおり、イノベーションに貢献する人材の育成及び若者のチャレンジ支援の観点から、進路の選択肢を広げることは重要な課題である。特に九州においては、ITや自動車産業の集積が進み、ものづくりを支える人材の養成が大きな課題となっている中、学校教育法の制度とは異なるというだけで、県立技術短期大学校から大学への編入学が認められないのは、本県の産業政策の要となる人材の養成を図るうえで大きなマイナスである。短期大学校の教育体制や教育課程の内容を十分なものと認めて編入学を可能にしたとしても、各大学の編入学では学科・面接試験等で選抜されており、一定の学力が保証されるのの制度を揃えがすことは考えられない。将来の職業を決めきれない若者が増える中で、多様な生徒に対応している高校卒業認定試験制度同様、一定学力を持つ人が誰でも挑戦できる大学編入学制度の整備をお願いしたい。	C	—	編入学は、大学とは異なる学校種からの異動、大学の卒業要件の例外となるなため、編入学前の学校等における教育等が学校教育法体系の中で制度的に担保されているものに限定して認められています。 職業能力開発短期大学校は独立行政法人雇用・能力開発機構が設置、運営し、職業訓練を行う施設であり、その入学資格、卒業要件、教員組織、施設・設備等について、法令上ただちに大学と同等と判断することはできないため、ご提案は認められません。	短期大学や高等専門学校等と同等の教育等を行っているから否かについて、法体系の中で制度的に担保されておらず、法令上直ちに判断できないとのことであり、特区により検証する等の対応はさせないのか、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	御指摘にあった入学資格・卒業要件等について補足資料のとおり本県の技術短期大学校は短期大学や専修学校と比較しても遜色がない。この様な場合においても大学への編入学が認められている短期大学や専修学校と同等と扱われないのかな、なお、本提案の職業能力開発短期大学校は県本県が設置し技術短期大学校であり、機構とと異なる。特区とは、規制がある中で一定期間実施・検証して今後の規制緩和を検討するための制度と考えられるが、短期大学校において学習する段階で、技術に興味を持ち高度な技術の修得を目指す生徒のために、省庁間の枠を越え編入学出願資格を緩和し大学に個別に判断できるこの提案は何故特区の対象とならないのか。	C	—	学校制度は、定められた修業年限以上在学し、その修業年限の間にわたって体系的に編成された所定の教育課程を修了した者に対して卒業資格を与えることを原則としています。 編入学は、本来必要な修業年限を短縮し、当該学校における所定の教育課程の一部を他の学習によって代替するものであり、上記の原則の例外であることから、編入学を受け入れる学校における学習と同等以上と判断できる制度上の担保がみるものに限り、特例として認められているものです。 とりわけ大学については、学位の国際的な通用性の確保や質の保証の観点から、関係者による十分な検討を行った上で、法律により制度化しているものです。 このような学校の卒業資格や学位については、学校制度の根幹に関わる問題であり、全国的に統一した取扱いすることが必要であり、一部の地域において実施して適色がないというのみをもって例外を設けることは認められません。 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発短期大学校については、職業訓練を行う機関であり、法令上も実施上もその目的や性質は大学とは異なるものとして位置付けられており、高等教育機関としての位置付けがなされておりません。また、当該機関における職業訓練の内容が大学における学習と同等以上のものであることが制度上保障されておりません。したがって、特区において特例を設けることは困難です。		職業能力開発促進法に基づく職業能力開発短期大学校の学習が編入学を受け入れる学校における学習と同等以上と判断するための仕組み作りについて検討し回答されたい。あわせて、右の提案主体の意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	大学の編入学は、学位と関連づけて法律で制度化されているとのことが、本県技術短期大学校に入学後更に高度な技術を目指す生徒のために、学位と切り離し、編入学による2年間の高等教育の機会を設められないかまた、各大学で短期大学校の教員組織や教育課程等を確認後個人に学力試験等を課せば質の保証は得られるのであり、高校卒業程度認定試験やインターンシップの単位認定など制度の多様化が進む中で、編入学についても、制度の壁を越えた特例が認められないか、あるいは、本県技術短期大学校のように、短期大学等と比較しても遜色がない教育機関が増えている社会情況の変化に対応し、法制度そのものを見直すべきと考えるがいかがか。		1053010	熊本県	文部科学省
0820190	独立行政法人（国立大学法人）による余裕金の運用方法の拡大	国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて（平成17年3月29日付16文科高第1012号） 独立行政法人通則法第47条、国立大学法人法第35条	現行制度において、国立大学法人が寄附及び特許等の譲渡又は実施権の設定等の対価により株式及びストックオプションを取得することは可能となっています（平成17年3月29日付16文科高第1012号）。 なお、国立大学法人の余裕金の運用方法については、①国債、地方債、政府保証債その他主務大臣が指定する有価証券、②銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金、③信託業務を営む金融機関への金銭信託となっています。 （国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第47条）。 ※国立大学法人の出資に関する制度の現状については、管理コード0820200「国立大学法人による出資の対象の拡大」の回答を参照ください。	国立大学法人が当該国立大学における研究活動等の成果であって、地域の再生や新しい地域産業の創出につながるものを活用する事業に出資する場合、当該国立大学と共同で設立した株式会社、事業等を行う民間企業から株式による寄附を受けた場合等については、業務上の余裕資金について、法律が各各号に定めるものの外、株式によっても運用できることとする。	現行制度においては、独立行政法人に余裕金がある場合について、株式による運用を行うことはできないとされているため、国立大学法人が研究の成果を活用した事業等への出資、ストックオプション等による企業からの寄附を受け、これを保有することはできない。しかし、地域に密着した大学の役割とも考えられることから、地域の再生等につながる研究の成果を活用する事業であっても出資できないことするのは妥当ではない。また、充実した研究環境の整備のためには安定した財源の確保が不可欠であり、これを自ら行った研究の成果により行うことは国立大学法人設置の目的からも妥当であると、国立大学を地域再生及び地域の生産性向上、地域の新産業のインキュベーターとして位置づけ、学部、学科、研究室等にとらわれずに国立大学として組織的な支援を行うべきであり、これを当該国立大学における研究活動等の成果であって、技術に関するものを含め、地域の再生や新しい地域産業の創出につながるものを活用する事業を実施する者に拡大する。なお、出資の比率については50%未満を上限とする。	C	—	現行制度においては、国立大学が業務として出資を行うことができるのは、特定大学技術移転事業を実施する者に対してのみであり、地域に密着した大学の役割という観点からすると、地域の再生や新しい地域産業の創出につながる研究の成果を当該地域において活用するための事業ご出資の対象とすべきである。また、国立大学の自由な活動という観点からしても、出資の範囲を限定すべきであるとは妥当であると思う。加えて、充実した研究環境の整備のためには安定した財源の確保が不可欠であり、これを自ら行った研究の成果により行うことは国立大学法人設置の目的からも妥当であると、国立大学を地域再生及び地域の生産性向上、地域の新産業のインキュベーターとして位置づけ、学部、学科、研究室等にとらわれずに国立大学として組織的な支援を行う、地域産業資源を活用した製品、サービス等の開発、マーケティング、ブランディング、海外への展開等の地域再生に係る事業を、民間事業者との共同出資による株式会社等の設置、株式会社等への出資又は民間事業者が行う事業への出資を通じて地域において推進し、地域における新産業集積の形成、地域企業の生産性及び地域成長力の向上による我が国の成長力の加速化につなげるとともに、自由な形態の寄附も含め、国立大学法人の安定した財源の確保による研究環境の充実図るものである。なお、出資のリスクについては、比率の上限を50%未満とすることにより、リスクが軽減される。株式による寄附を受けた場合については、特段の評言は考えられない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	—	現行制度において、国立大学法人が寄附及び特許等の譲渡又は実施権の設定等の対価により株式及びストックオプションを取得することは可能となっています。 一方、独立行政法人は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共との見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業」を担うべき法人であり、国からその業務の財源に充てるための所用の財源措置が講じられることからも、業務を安定的に運営することに対する要請は高く、投機的な金融取引による投資リスクを負って収益を獲得することが要求されているわけではないと考えられています。このため、独立行政法人通則法第47条の規定によって余裕金の運用はいわゆる安全資産に限定することとされ、国立大学法人については、国立大学法人法第35条において当該規定を準用することにより、同様の取扱いとしているため、現段階において、余裕金の運用方法を拡大することは困難であると考えています。 なお、国立大学法人の余裕金の運用方法の拡大については、教育再生会議第二次報告（平成19年6月1日）の提言を踏まえ、国立大学法人の業務の安定的な運営等に留意しつつ、その条件や範囲を含め具体的内容を検討していきたいと考えています。 ※国立大学法人の出資に関する提案に対する回答については、管理コードF0820200「国立大学法人による出資の対象の拡大」の回答を参照ください。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	まず、ストックオプション、株式等の寄附を受けることは、特に問題はないと考えます。 一方、投資リスクを負って収益を獲得することは、地域に密着した大学及び国立大学法人の業務の安定的な運営という観点からのものであり、そのようなことから、出資の上限を50%未満としていることろである。	C	—	一般的に、独立行政法人による出資は、行政改革の観点から、独立行政法人の本来業務及びそれに附帯する業務に係るもの以外には認められておらず、個別法令に定められる場合のみ認められています。このため、国立大学法人については、国立大学法人法第22条第1項第6号において、承認TLOに対する出資により株式を取得することが認められています。 また、独立行政法人通則法第47条の規定によって余裕金の運用は元本保証のある金融商品に限定することとされ、国立大学法人については、国立大学法人法第35条において当該規定を準用することにより、同様の取扱いとしているため、余裕金の運用として株式を取得することは認められていません。 今回の「提案主体からの意見」にある「・・研究の成果を活用する事業への出資を可能とするものであって、投機的な金融取引を行って収益を獲得することを目指すものではない」ということを踏まえ、提案主体の意図をより詳細に把握してまいりたいと考えます。 なお、国立大学法人の余裕金の運用方法の拡大については、教育再生会議第二次報告（平成19年6月1日）の提言も踏まえ、国立大学法人の業務の安定的な運営等に留意しつつ、その条件や範囲を含め具体的内容を検討していきたいと考えており、必要に応じて、ご提案主体にも意見交換していきたいと考えています。 ※国立大学法人の研究の成果を活用する事業への出資については、管理コードO0820200「国立大学法人による出資の対象の拡大」の再検討要請に対する回答をご参照ください。		当方提案の目的は、国立大学法人が自らの出資により研究成果を活用した事業を行うことができるように国民法令について必要な措置を講ずることを求めるものであり、株式会社の設置により研究成果を活用した事業を実施することを想定しいているものではなく、当方として、国立大学法人の業務の安定的な運営等の確保は留意すべき事項であると考えており、そのようなことから、考えられる条件の一つとして出資比率の上限を50%未満としている。その他の条件や範囲については、本件に関する貴省等における議論の状況を踏まえ、当方として検討して行きたいと考えているころ、現段階の議論の状況及び論点について教示されたい。	国立大学法人と連携した地域経済の活性化	1060620	(株)三井物産戦略研究所	総務省 文部科学省
0820200	国立大学法人による出資の対象の拡大	国立大学法人法第22条第1項第6号 国立大学法人法施行令第3条	国立大学法人の出資の対象については、「研究の成果を活用した事業を行うことが可能となるものを実施する者」として、特定大学技術移転事業を実施する者（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律による承認を受けた技術移転機関（以下「承認TLO」という。））が対象となっています。	現行制度において は、国立大学法人出資の対象は、当該国立大学における技術に関する研究成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者」として、特定大学技術移転事業を実施する者（大学等における技術に関する研究活動等の成果であって、技術に関するものを含め、地域の再生や新しい地域産業の創出につながるものを活用する事業を実施する者に拡大する。なお、出資の比率については50%未満を上限とする。	現行制度においては、国立大学法人出資の対象は、当該国立大学における技術に関する研究成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者」として、特定大学技術移転事業を実施する者に限られているが、これを当該国立大学における研究活動等の成果であって、技術に関するものを含め、地域の再生や新しい地域産業の創出につながるものを活用する事業を実施する者に拡大する。 そこで、国立大学を地域再生及び地域の生産性向上、地域の新産業のインキュベーターとして位置づけ、学部、学科、研究室等にとらわれずに国立大学として組織的な支援を行う、地域産業資源を活用した製品、サービス等の開発、マーケティング、ブランディング、海外への展開等の地域再生に係る事業を、民間事業者との共同出資による株式会社等の設置、株式会社等への出資又は民間事業者が行う事業への出資を通じて地域において推進し、地域における新産業集積の形成、地域企業の生産性及び地域成長力の向上による我が国の成長力の加速化につなげるとともに、国立大学法人の安定した財源の確保による研究環境の充実図るものである。なお、出資のリスクについては、比率の上限を50%未満とすることにより、リスクが軽減される。株式による寄附を受けた場合については、特段の評言は考えられない。	C	—	いわゆる承認TLOについては、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に基づき、特定大学技術移転事業（大学における技術に関する研究成果について、特許権等の譲渡等により、当該研究成果の活用を行うことが適切かつ確実と認められる民間事業者に対し移転する事業であって、当該大学における研究の進展に資するもの）の実施に関する計画について、文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けています。 したがって、出資対象をこれに足るだけの公益性や事業として捕捉しうるに足るだけの成熟性が担保されています。 また、産学官連携・知的財産戦略の中での位置づけの重要性にかんがみて、政策的見地から出資対象とする必要性が高いものです。 ご提案主体からお示しいただいた具体的事業については、このような公益性や成熟性が担保されておらず、政策的見地からの必要性も不十分であるため、現段階では、出資対象に含めることは困難であると考えています。 国立大学法人の出資対象の拡大については、教育再生会議第二次報告（平成19年6月1日）の提言も踏まえ、事業の公益性、成熟性、政策的見地からの必要性等に留意しつつ、その条件や範囲を含め具体的内容を検討していきたいと考えています。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	当方の提案にある国立大学法人を一つの核とした地域産業資源を活用した製品、サービス等の開発、マーケティング、ブランディング、海外への展開等の地域再生に係る事業については、経済財政改革の基本方針2007にも記載された地域活性化、地域経済の成長力向上につながるものであり、公益性、成熟性、政策的見地からの必要性も十分有していると考えられる。併せて、貴省ご回答においては、いわゆる承認TLOについて、出資対象とすることに足るだけの公益性や事業として捕捉しうるに足るだけの成熟性が担保されていることとのことであるが、その具体的な根拠を教示されたい。	C	—	一般的に、独立行政法人による出資は、行政改革の観点から、独立行政法人の本来業務及びそれに附帯する業務に係るもの以外には認められておらず、個別法令に定められる場合のみ認められています。 このため、国立大学法人についても、出資の対象としては、事業そのものの公益性や成熟性が担保され、政策的見地からの必要性が高い承認TLOのみを対象としています。 承認TLOについては、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（以下「TLO法」）に基づき、特定大学技術移転事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）について、文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けています。 具体的には、当該実施計画が、文部科学大臣及び経済産業大臣の定める特定大学技術移転事業の実施に関する指針に照らして適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認められるときに、承認をするものとされています（法第4条第3項）。 ご提案主体からお示しいただいた具体的事業については、承認TLOとは異なり、事業の公益性や成熟性が担保されるような仕組みが整備されていない状態であること、及び国立大学法人の「本来業務及びそれに附帯する業務に係るもの」として整理できるかどうかについて、より具体的に内容を検討する必要があることから、現段階では、直ちに「出資対象に含める」と判断することは困難であると考えています。 なお、国立大学法人の出資対象の拡大については、教育再生会議第二次報告（平成19年6月1日）の提言も踏まえ、事業の公益性、成熟性、政策的見地からの必要性等に留意しつつ、その条件や範囲を含め具体的内容を検討していきたいと考えており、必要に応じて、ご提案主体とも意見交換していきたいと考えています。	右の提案主体の意見を踏まえ、回答されたい。	いわゆる承認TLOについてのみ指針が存在し、当該指針に基づき特定大学技術移転事業の適切性及び実施可能性について判断されることについて、その理由及び根拠が明らかでないが、承認TLO制度は、同様に、当方の提案にある事業の実施及び当該事業への出資に関して、事業の公益性及び成熟性の担保並びに適切性及び実現可能性の判断の根拠となる規定等の仕組が整備されれば、出資対象として含めることも可能と考えてもよろしいか、また、条件や範囲について、現段階の検討状況及び論点について教示されたい。	国立大学法人と連携した地域経済の活性化	1060603	(株)三井物産戦略研究所	文部科学省
0820210	国立大学法人の所有する不動産の活用事業	国立大学法人法第22条第1項	国立大学法人の所有する土地、建物等の不動産の活用については、国立大学法人法第22条第1項に規定する業務の範囲内にあることが必要です。	研究資金を安定的に確保し、研究環境を充実させるとともに、真に地域に根ざした産学連携に資するため、国立大学法人が所有する土地、建物等の不動産について、当該国立大学の研究の成果を活用した事業を行う民間事業者等に対する空きスペースや賃貸借の実施、民間資金を活用した校舎等の立替及び新たな研究施設等の整備における民間収益施設の合築等の収益事業の用に供することができるように、業務の範囲を拡大する。	現行制度においては、国立大学が保有する土地、建物等については、当該国立大学法人の業務の範囲内であって、かつ当該建物又は土地の本来の用途若しくは目的を妨げない範囲内においてのみ貸付が認められ、用途が限られているため、建物の一部を収益施設として民間事業者等へ貸し付けることや研究施設等の建替えに当たって民間資金等を活用して民間収益施設を合築することも現段階ではいない。しかし、地域に密着した開かれた大学、大学の自由な活動という観点からすると、これは妥当とは言えない。そこで、まず、校舎や研究施設等であって利用頻度が低いものについて、当該校舎等の用途を妨げない範囲で当該国立大学の研究の成果を活用した事業を行う民間事業者等に有償で貸し付けることができることとし、国立大学法人の安定した財源の確保による研究環境の充実を図る。また、国立大学法人以外の国の機関の施設については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI法」という。）に基づき庁舎等を整備した場合にあっては、その一部を民間収益施設とすることができることとされているところ、国立大学法人のみこれを認めないというのは、合理性を欠くとともに、PFI法を活用した施設の整備の推進の妨げとなっていると考えられる。国の資産・債務改革の観点からも、その流れに反するものであると考えられる。そこで、国立大学法人についても、国の施設と同様に、民間資金等を活用した研究施設等の整備を行う場合に民間収益施設の合築を可能とし、国際的な競争環境に対応できる研究施設の整備の促進を図る。	D	—	国立大学法人の所有する土地、建物等の不動産の活用については、法人化の際、現に教育研究に利用している資産及び将来的に利用計画のある資産として国から出資されたとや、国立大学法人の運営費が公的資金に支えられていることを踏まえつつ、国立大学法人法第22条第1項の業務の範囲内である必要があります。 ご提案の民間収益施設の具体の内容が明確ではありませんが、産学連携に資するため、国立大学法人が所有する土地、建物等の不動産を、当該国立大学法人と連携して研究を行う民間事業者等に対し賃貸することや、民間資金を活用して産学連携施設を建設することは、現行制度でも可能になっています。	右の提案主体の意見を踏まえ、回答されたい。	当方の提案の趣旨は、①国立大学法人が出資した民間事業者等への利用頻度の低い大学施設の賃貸及び②PFIによる研究施設等の整備において、いわゆるオフィスビル、オフィススペースの民間収益施設を合築しれを一定の制限内で民間事業者等へ賃貸することを可能とすることである。貴省のご回答では、現行制度においても対応が可能とのことであるが、①及び②については、法第22条第1項の業務の範囲を超える者である可能性があることから、特例措置の提案を行っているものである。この趣旨を踏まえて検討及び回答をされたい。	D	—	国立大学法人の業務については、国民のニーズとは無関係に自己増殖的に膨張することを防止するため、国立大学法人法第22条1項の本来業務及びそれに附帯する業務に限られています。 また、国立大学法人としての使命を確実に果たし、高度な学術研究と人材養成を行うため、国の責任の下で所要の財源を措置しています。 このような観点から、ご提案の①及び②のうち、国立大学法人法第22条第1項に規定する国立大学法人の業務の範囲を超えるものの場合は、民間事業者等に対し賃貸することは困難であり、同項の業務の範囲内であれば、民間事業者等に大学施設の賃貸等を行うことなど、民間事業者等と連携を図っていくことは十分想定されます。 個別具体の不動産の活用事例についてご不明な場合等には、何なりとご相談いただければと思います。	右の提案主体の意見を踏まえ、回答されたい。	国立大学法人の業務の範囲について一定の制限が設けられていることは、当方としても理解しているところである。その上で、前回の当方からの意見にあるような不動産の活用を考えたときに、それが業務の範囲を超えるものであるか否かについて明確にされていないこともあって、本特例措置の提案を行っているものである。貴省のご回答は「現行制度において対応可能」とのことであるが、どのような場合について可能であり、どのような場合について不可能であるのか、その基準、メルクマール等を教示されたい。	国立大学法人と連携した地域経済の活性化	1060604	(株)三井物産戦略研究所	文部科学省
0820220	ボランティア活動による大学での単位取得	大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条、第25条	大学設置基準において、授業は、講義、演習、実験、実習、若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとされています。また実習については30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とすることされています。	現在、大学において通常授業以外で単位取得が認められているのは、教員免許保持者や社会教育主事等による学修、または資格取得等例らかの成果に結びつく学修と定められている。 そこで、パソナによるボランティアコーディネーター制度導入対象地区の大学において、各学生による ボランティアの活動実績と活動報告による大学での単位取得を可能にする。	大学の科目に「地域教育」を作り、過年での地域の学校授業への関わり（主に公立小学校を対象とする）と、その活動報告により単位を認定する。 主な目的は下記の4点である。 ①教員を目指す学生がこのボランティアに参加することにより、大学での授業の質を向上させると共に、より社会性のある教員を育成する ②学生ボランティアの若い力により、地域教育を発展・充実させる ③授業内容の多様化により、小学校での教育の質を向上させる ④ボランティアがより身近にある社会を創造する	D	—	大学が他の機関と連携してボランティア活動を取り入れた授業科目を開設することは可能であり、平成17年度においては275の大学が実施しています。なお、実施にあたっては、 ①　授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている。 ②　大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている。 ③　大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している。 ④　大学の授業担当教員による成績評価が行われる。 などにより、当該大学の授業として適切に位置付けられて行われることが必要と考えます。								1060620	(株)パソナシャードーキャピネット	文部科学省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0820230	医学部入学定員要件の緩和	・閣議決定（「今後における行政改革の具体化方策について」（昭和57年9月）、「財政構造改革の推進について」（平成9年6月）） ・「医師の需給に関する検討会報告書」（平成18年7月28日　医師の需給に関する検討会） ・総務・財務・文部科学・厚生労働の4大臣による合意（平成18年8月5日） ・新医師確保総合対策（平成18年8月31日　地域医療に関する関係省庁連絡会議） ・緊急医師確保対策（平成19年5月31日　政府・与党）	・引き続き医学部定員の削減に取り組むことされています。 ・医師不足が特に深刻と認められる10県において、平成20年度から最大10年に限り10名を限度として医師養成数の増を認めることとされています。	「医師の需給に関する検討会報告書」（平成18年7月28日）の内容を踏まえ、入口に比して国公立大学医学部等の定員が少ない県に対して、定員の暫定的な調整を容認し、現定員とは別枠の定員を認めています。	（実施内容） 県が養成するべき地医療従事者義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。 具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事者を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとした、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。 なお、本県の２次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすこととなり、増員した医師は当該医域の医療機関へ派遣する。 （提案理由） 平成16年の人口100万人当たりの医学部定員は全国平均59.7人に対して本県は35.8人（全国41位）と非常に低位にあり、本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。	C	—	医学部の定員の扱いについては、厚生労働省における医師需給の考え方を十分に踏まえることが必要と考えておりますが、本年5月に政府・与党で取りまとめられた「緊急医師確保対策」においては、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等が掲げられています。現在、具体的内容について関係省庁で検討しているところです。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	○既に本県では医療対策協議会の積極的活用や、一定期間地元の医療機関で医療に従事することを条件とする奨学金を活用した入学制度等の対策を講じ、県内における医師の偏在の解消に努めているこころである。 ○「医師の需給に関する検討会報告書」（平成18年7月28日）では、「人口に比して医学部定員が少ないために未だ医師が不足している県の大学医学部に対して、‥定員の暫定的な調整を検討する必要がある」とされているこころであり、その内容を反映した形で提案の実現を図っていただきたい。	C	—	前回お答えした通り、医学部の定員の扱いについては、厚生労働省における医師需給の考え方を十分に踏まえることが必要と考えておりますが、本年5月に政府・与党で取りまとめられた「緊急医師確保対策」においては、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等が掲げられています。現在、具体的内容について関係省庁で検討しているところです。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	○既に本県では医療対策協議会の積極的活用や、一定期間地元の医療機関で医療に従事することを条件とする奨学金を活用した入学制度等の対策を講じ、県内における医師の偏在の解消に努めているこころである。 ○「医師の需給に関する検討会報告書」（平成18年7月28日）では、「人口に比して医学部定員が少ないために未だ医師が不足している県の大学医学部に対して、‥定員の暫定的な調整を検討する必要がある」とされているこころであり、その内容を反映した形で提案の実現を図っていただきたい。		1124030	兵庫県	文部科学省 厚生労働省
0820240	医学部入学定員要件の緩和	・閣議決定（「今後における行政改革の具体化方策について」（昭和57年9月）、「財政構造改革の推進について」（平成9年6月）） ・「医師の需給に関する検討会報告書」（平成18年7月28日　医師の需給に関する検討会） ・総務・財務・文部科学・厚生労働の4大臣による合意（平成18年8月5日） ・新医師確保総合対策（平成18年8月31日　地域医療に関する関係省庁連絡会議） ・緊急医師確保対策（平成19年5月31日　政府・与党）	・引き続き医学部定員の削減に取り組むことされています。 ・医師不足が特に深刻と認められる10県において、平成20年度から最大10年に限り10名を限度として医師養成数の増を認めることとされています。	新医師確保総合対策での大学医学部定員増の基準を２次保健医療圏毎に算定し、基準を満たす地域に新たに派遣する医師については、現定員とは別枠の定員を認める。	（実施内容） 県が養成するべき地医療従事者義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。 具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事者を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。 なお、本県の２次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすこととなり、増員した医師は当該医域の医療機関へ派遣する。 （提案理由） 本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。	C	—	医学部の定員の扱いについては、厚生労働省における医師需給の考え方を十分に踏まえることが必要と考えておりますが、本年5月に政府・与党で取りまとめられた「緊急医師確保対策」においては、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等が掲げられています。現在、具体的内容について関係省庁で検討しているところです。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	○既に本県では医療対策協議会の積極的活用や、一定期間地元の医療機関で医療に従事することを条件とする奨学金を活用した入学制度等の対策を講じ、県内における医師の偏在の解消に努めているこころである。 ○「医師の需給に関する検討会報告書」（平成18年7月28日）では、「人口に比して医学部定員が少ないために未だ医師が不足している県の大学医学部に対して、‥定員の暫定的な調整を検討する必要がある」とされているこころであり、その内容を反映した形で提案の実現を図っていただきたい。	C	—	前回お答えした通り、医学部の定員の扱いについては、厚生労働省における医師需給の考え方を十分に踏まえることが必要と考えておりますが、本年5月に政府・与党で取りまとめられた「緊急医師確保対策」においては、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等が掲げられています。現在、具体的内容について関係省庁で検討しているところです。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	○既に本県では医療対策協議会の積極的活用や、一定期間地元の医療機関で医療に従事することを条件とする奨学金を活用した入学制度等の対策を講じ、県内における医師の偏在の解消に努めているこころである。医師不足の状態は解消されていない。 ○本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県において、上記対策を講じてもなおへき地の医師不足を解消できない場合については、「新医師確保総合対策」に基づく医学部定員を増員できる基準」の緩和を行い、地域限定で大学の定員増を認めていただきたい。		1124040	兵庫県	文部科学省 厚生労働省
0820250	学校給食調理業務で食材発注権を民間給食企業へ	文部省通知「学校給食業務の運営の合理化について」（昭和60年）	学校給食業務の運営については、文部省体育局長通知「学校給食業務の運営の合理化について」において、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等が、地域の実情に応じた適切な方法により運営の合理化を推進するよう、各都道府県教育委員会を通じて指導しています。	民間の給食企業は調理のみならず食材について深い知見を育くんできており、ﾄﾚｰｻﾋﾞﾘﾃｨｼｽﾃﾑを備え安心・安全を確保した食材を供給している。しかし、学校給食調理業務の民間委託が進んでいるものの「食材は市町村が支給」と委託時に規定されており、業務が調理にだけ限定されて食材の発注を行えない。食材発注権が民間企業に委ねられるよう文部科学省の適切な措置をお願いしたい。	民間給食企業は食材について深い知見を育くんできており、ﾄﾚｰｻﾋﾞﾘﾃｨｼｽﾃﾑを備え安心・安全を確保した食材を供給している。しかし、学校給食調理業務の民間委託が進んでいるものの「食材は市町村が支給」と委託時に規定されており、業務が調理にだけ限定されて食材の発注を行えない。食材発注権が民間企業に委ねられるよう文部科学省の適切な措置をお願いしたい。又、新鮮でかつ低ｺｽﾄの食材を供給することによって市町村、保護者の費用負担の軽減に貢献できる。調理労働の効率化は進んでいるが、調達する食材部分の効率化は手付かずである。例えば、東京都練馬区で民間委託により調理業務の公的負担が４年間で９０億円削減された。現在、食材ｺｽﾄは父兄の負担であるが、民間への発注権移管が実施されれば、現在の１食２２０円の食材コストが２割削減され、全国小学校だけで父兄の負担は６００億円減ると予想される。	C	-	民間企業に食材発注業務を委託するか否かについては、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等の判断に委ねられているところです。 ただし、学校給食の質の低下を招くことのないよう十分配慮するという観点から、献立の作成は設置者が直接責任をもって実施するとともに、食材発注については、物資の購入等における衛生管理、安全の確保について、学校給食の実施者の意向を十分反映できるような管理体制を設けていただくよう、「学校給食業務の運営の合理化について」（昭和60年1月21日文体給57）で申し上げているところです。	学校給食の実施者の意向を十分反映できるような管理体制を設ければ、給食業務の委託先の民間企業において食材を発注することが現行制度でも可能であるとしていてよいか、再度回答されたい。	D	—	現行でも、学校給食の実施者の意向を十分反映できるような管理体制を設けた上であれば、学校給食における食材発注業務を民間委託することは可能です。（前回答においては、「食材発注権」という概念が献立作成を含む学校給食物資購入であるとして理解し、C（対応不可）の回答をしたところです。） ただし、民間企業に食材発注業務を委託するか否かについては、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等の判断に委ねられているところです。そして、学校給食の質の低下を招くことのないよう十分配慮するという観点から、献立の作成は設置者が直接責任をもって実施するとともに、食材発注については、物資の購入等における衛生管理、安全の確保について、学校給食の実施者の意向を十分反映できるような管理体制を設けていただくよう、「学校給食業務の運営の合理化について」（昭和60年1月21日文体給57）で申し上げているところです。 また、学校給食は、学校における食育の推進・学校給食の「生きた教材」としての活用という観点から近年重要視されており、例えば、学校給食における地場産物の活用等といった学校給食の実施者の意向に応じる必要もあると考えています。				1038010	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	文部科学省
0820260	国庫補助金を受けて整備された公立学校の廃校校舎の財産処分の弾力化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	（財産の処分の制限） 第22条　補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りではない。	国庫補助事業完了後10年以上経過した廃校を取り壊し、特別養護老人ホーム（特養）等の公共用施設の整備を行おうとする社会福祉法人（建設や運営に対して地方公共団体が補助を行うものに限る）に対してその土地を地方公共団体が無償で貸付けた場合は、廃校校舎に係る国庫補助相当額の国庫納付を免除する。	【背景】 横浜市では、平成22年度までの5年間に特養4500床の新規整備目標を掲げて取組みを進めていますが、市街化調整区域への立地が著しく市域の緑が減少し続けています。一方、市街化区域の公立学校は児童数の減少により統廃合が進み遊休資産化しており、安全管理上の問題も抱えています。これらの政策課題を同時に解決するために廃校への特養整備を検討していますが、利用者により良い介護を提供するユニットケアを実現するためには校舎の再活用が構造上困難で、校舎の取り壊しを前提とせざるを得ません。 【提案理由】 文部科学省の通知では、廃校の財産処分にあたり、「国庫補助事業完了後10年以上経過し、公共用施設の整備のためやむを得ず取り壊しが必要となった建物等の取り壊し及び撤業」の場合は国庫納付を免除するとしています。「公共用施設」の国の解釈は、地方自治法に規定された「公の施設」であって、施設の設置主体は地方公共団体であることを要件とし、社会福祉法人が設置主体の場合には認めていません。 しかし、当該社会福祉法人を地域再生計画に位置づけ、さらに土地の無償貸付を条件とすれば、主体の公共性を市が責任を持って示すことになります。従って、公共用施設の解釈は設置主体（公か民か）ではなく事業（施設の設置目的）で公共性を判断するよう、財産処分の一層の弾力化を提案します。 国庫補助金相当額の国庫納付が障害となり、公立学校の廃校活用が思うように進展せず、結果として廃校のまま年月を経過させることも選択肢として考慮せざるを得ないのが実状なため、対応をお願いします。	C	-	地方公共団体が国の補助を受けて整備した公立学校施設については、補助金等の経済的価値が残存する限り、当該地方公共団体は学校施設として使用し補助目的を達成することが求められ、他の用途へ転用する際は文部科学大臣の承認を受けたとて、原則として補助金相当額の国庫納付金を納付することとなっています。 一方、近年、少子化に伴い、やむを得ず廃校とされた校舎や余裕教室の数が増加する中で、これらの遊休施設の活用が求められており、既存施設の有効活用を推進する観点から、廃校施設等の活用に当たっては、国庫補助の適正な執行に反しない範囲で国庫納付金を免除するなど可能な限り支援していくところです。 しかし、ご提案いただいたように新たな施設を建設するための取壊しについては、学校施設整備のために投入された補助効果を減失することとなるため、国庫補助の適正な執行の観点から、慎重な精査を要するものと考えます。また、新たな施設整備のために国庫補助を受けた施設の取壊しを地域再生計画の支援措置として拡大することは、補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するために転用手続を弾力化するという地域再生基本方針の観点からもなじまないものと考えます。 従いまして、新たな施設整備のための取壊しについて、一律に国庫納付金を不要とすることは困難であると考えます。 なお、個別具体の財産処分手続については、何かアドバイスができることがあるかもしれませんので、何なりとご相談ください。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	地域再生の支援措置として提案した考え方は、市が地域再生計画を作成することにより、社会福祉法人を自治体の責任のもとで公的に位置づけることのみならず、国庫補助の適正な執行の観点から国が慎重に精査する手続きを計画認定時に担保することも要因しています。『「要件の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を進めることが重要」という地域再生の意義を踏まえ、「公共用施設」における設置主体の解釈について真摯に検討をお願いします。なお、承認基準の明確化という観点から、提案の実現に伴う弊害が想定されるようであれば具体的にお示しください。	D	—	現行通知（「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（平成19年3月26日付け、文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）における「公共用施設」については、地方公共団体が設置主体となっているものと整理して運用しているところですが、ご提案のケースのように、地方公共団体内で施策上の必要性・緊急性が約、都市計画等で明確に位置付けられ、かつ施設整備や運営に地方公共団体が相当程度関与するなど、特に公共性が高いと認められる施設については、現行通知においても文部科学大臣が特に認める場合として、「公共用施設」に準ずる施設として国庫納付金を不要とする扱いも可能であると考えます。しかし、当該取扱いは あくまでも例外規定ですので、承認に当たっては案件ごとに慎重な審査を要するものと考えております。今後各地方公共団体の財産処分手続担当者に対して、例外規定における納付金不要となる具体例や指標を示せるよう検討してまいりますが、緊急に取り組まれる個別の事案がありましたら、まずは当該事業ごとに対応いたしますのでご相談ください。 なお、上記のとおり現行通知の中で運用が可能であることから、ご提案にある地域再生計画の支援措置拡大よりも一般施策の中で対応していくべきであると考えますのでご理解ください。				1164020	横浜市	文部科学省
0820270	障害者、地域、企業のコミュニティの確立の為の空き教室の有効活用	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	（財産の処分の制限） 第22条　補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りではない。	学校施設を学校教育以外の施設に転用する場合には「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定により、地方公共団体が、文部科学大臣の承認後国庫補助相当額を国に納付する転用手続きが必要とされており、手続きの簡素化を望む。	【提案理由】 背景として、少子化、学校の統廃合により学校施設に空きが見られる状況。障害者自立支援法により余剰施設の活用を推進している現状のなか、障害者の活動の場として、地域に密着した活動の場として学校施設は利用しやすい場所であると考える。 【内容】 自治体の仕事、地域の企業の仕事を集約し、余剰教室を利用して作業に従事する事により、地域に密着した雇用が創造できる。 【効果】 障害者の通勤の便利性 保護者の距離の近さ 地域の企業の雇用率確保	D	-	地方公共団体が国の補助を受けて整備した公立学校施設を補助目的以外に使用する場合，①公共用又は公用施設として利用すること，②補助事業完了後10年超える期間を経過していること，③無償による処分であることの要件を全て満たせば補助金相当額の国庫納付金の納付が不要となっています。 また、地域再生の観点からは特に，①国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過していないもの，②民間事業者が活用するものであっても国庫納付金を免除できるように制度を緩和しているところです。 公立学校施設は、その学校の設置者である地方公共団体の所有する財産ですので、その財産がどのように活用されるかは、一義的には当該地方公共団体において判断されることとなります。よって、学校教育に支障のない範囲において有休施設を使用することは、地方公共団体の判断により可能ですので、まずは該当の学校を所管する地方公共団体に問い合わせていただくとよろしいかと思います。 そのほかに考えられている支援措置がありましたら何なりとご相談ください。								1055120	(株)パソナシャドーキャビネット	文部科学省

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	規制の特例措置の番号・名称	提案主体名	特区の名称	特区との関係	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0830010	920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	学校給食法 市町村立学校給与負担法	学校給食法第5条の3において、義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員の資格要件等について規定されています。 また、学校教育法第28条及びこれを準用する条項において、義務教育諸学校に栄養教諭を置くことができること、栄養教諭の職務として栄養の指導及び管理をつかさどることが規定されています。	2 関連提案	給食の外部搬入について、給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合において、保育所入園児童の給食の献立・栄養素量・食育等の管理・指導に学校の栄養教諭が携われるようにする。	保育所の給食の献立作成や園児に提供する栄養素量の管理、食育等の実施にあっては、専門的知識を有する栄養士を配置するのが効率的かつ効果的である。 保育所給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合に、栄養士の資格を有し、学校給食の献立や栄養素量の管理等を行う栄養教諭を保育所の給食業務に活用したいと考えているが、栄養教諭は学校給食法等により学校の教育職員として位置づけられ、市町村立学校職員給与負担法により都道府県が給与費を負担しているため、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが困難な状況にある。栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが出来れば、保育所独自で栄養士を確保する必要がなくなり人件費の削減につながるばかりでなく、幼児期からの一貫した食に関する管理と食育の実践により児童の正しい食習慣の定着に資すると考える。	D	―	学校給食法上の規定は、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることを妨げるものではありません。保育所給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合、学校給食調理等の本務の逆行に支障が出ないよう十分に注意し、給与費を負担する都道府県と調整した上で、栄養教諭を保育所の給食業務に携わらせることは可能であると判断します。 なお、市町村費負担教職員任用制度により、市町村が独自に栄養教諭を任用し、当該栄養教諭が保育所の給食業務を兼職することも可能です。			D	-				2006010	920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	大野町	心豊かな給食特区	1 認定自治体	21 岐阜県	総務省 文部科学省 厚生労働省